

(平成24年5月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 53 年 4 月 2 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、給料額が下がったことがないにもかかわらず、昭和 46 年 10 月から 47 年 9 月までの標準報酬月額がその直近の標準報酬月額より減額されていることに納得がいかない。また、昭和 47 年 10 月から 53 年 3 月までの標準報酬月額については、私が所持している給料支払明細書に記載されている給料額よりも低額であるので、実際に支給された給料額に見合うよう、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

申立期間のうち、昭和 47 年 11 月から 50 年 10 月までの期間、同年 12 月から 51 年 3 月までの期間、同年 5 月から 53 年 1 月までの期間及び同年 3 月について、申立人から提出された給料支払明細書（以下「明細書」という。）を見ると、報酬額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額であるが、控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額又は低額の保険料であることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象には当たらない。

一方、申立期間のうち、明細書が確認できない昭和 46 年 10 月から 47 年

10月までの期間、50年11月、51年4月及び53年2月について、オンライン記録で確認できる申立人の標準報酬月額と、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚の申立期間における標準報酬月額を比較したところ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、昭和46年10月の定時決定時点において、A社で加入記録が確認できる同僚の標準報酬月額を見ると、申立人と同様に、前回の決定額よりも減額されている同僚が複数人確認できる上、当該同僚の中から「勤務期間中に給料が下がることはなかった。私の標準報酬月額は当時の給料よりも低額である。」旨の供述が得られたところ、そのことは、申立人から提出された明細書の報酬額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額からも裏付けることができる。

さらに、A社の被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められず、このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。